

川崎市立田島支援学校喫茶室及び調理室運営事業者選定に係る公募要項

1 目的等

川崎市立田島支援学校（以下「田島支援学校」という。）では、併設する喫茶室及び調理室（以下「喫茶調理スペース」という。）において、田島支援学校と地域との交流の場として地域の障害者理解の促進を図るとともに、地域住民の集いの場として地域の活性化に貢献するため、現在、民間事業者にはベーカリー及び喫茶を運営していただいております。併せて、田島支援学校の生徒（以下「生徒」という。）の就労意欲の向上を図るために、ベーカリー及び喫茶において、校内実習として生徒の職場実習を受け入れていただいております。

この度、ベーカリー及び喫茶の運営全般を引き続き担うとともに、生徒の職場実習の受入れを行う運営事業者（以下「運営事業者」という。）を次のとおり選定します。

なお、喫茶調理スペースの使用に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項においての規定に基づく行政財産目的外使用許可（以下「目的外使用許可」という。）を受けるものとします。

2 田島支援学校の概要等

（1）所在地

川崎市川崎区田島町20-5

（2）建物概要

地上3階建て（敷地面積 約7,315㎡、延床面積 約8,292㎡）

※別紙1 配置図参照

（3）学校の休業日

土日祝日、学年始休業、夏季休業、秋季休業、冬季休業、学年末休業等

※喫茶調理スペースは、田島支援学校とはセキュリティが別管理のため、学校の休業日の運営も可能

3 喫茶調理スペースの概要

（1）設置場所

田島支援学校 1階（別紙2 平面図参照）

（2）面積

約140㎡（喫茶スペース訳75㎡、厨房約35㎡、その他約30㎡）

4 公募日程

項目	日程
公募要項等の配布	令和6年12月6日（金）9時から令和7年1月6日（月）17時まで
応募申込の受付	令和6年12月6日（金）9時から令和7年1月6日（月）17時まで
現地見学会	令和6年12月16日（月）

質疑書の受付	令和6年12月6日（金）9時から12月20日（金）17時まで
質疑書に対する回答	令和7年1月6日（月）まで
参加資格確認結果の通知	令和7年1月10日（金）
提案書類の受付	令和7年1月14日（火）9時から1月17日（金）17時まで
事業者面談	令和7年1月下旬
運営予定事業者の選定	令和7年2月上旬
現運営事業者からの引継ぎ	令和7年2月中旬から令和7年3月末まで
協定書の締結	令和7年3月中旬
目的外使用許可の開始	令和7年4月1日（火）（予定）
営業開始	目的外使用許可の開始日から令和7年6月1日（日）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

※生徒の校内実習の受入れ開始日は、別途協議することとします。

5 応募資格

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （2）川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- （3）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- （4）国税又は市税の未納がないこと。
- （5）川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- （6）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- （7）委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。
- （8）当該仕様書の内容を実行できる資力、能力等を備えていること。
- （9）営業に必要な許可を有し、又は本事業において必要な営業許可が受けられる見込みであること。

6 運営条件

（1）運営期間

喫茶調理スペースの運営期間は、運営開始日から令和12年3月31日までとし、双方協議の上で延長することができるものとします。

（2）目的外使用許可及び使用料

喫茶調理スペースの使用に当たっては、目的外使用許可を受けるものとします。使用許可の期間は、令和7年4月1日（予定）から令和8年3月31日までとし、年度ごとに運営事業者が申請し、市の許可を受けるものとします。

なお、使用料は、市の事務事業と同程度の公益性を有するものとして免除する予定です。

(3) 協定書

喫茶調理スペースの運営に当たっては、別途「川崎市立田島支援学校喫茶室及び調理室使用に関する協定書」(案は別紙3参照)を市と運営事業者で締結します。

(4) ベーカリー及び喫茶の運営

喫茶調理スペースでは、地域との交流の場として地域の障害者理解の促進を図るとともに、集いの場として地域の活性化に貢献するため、田島支援学校の運営に支障のない範囲でベーカリー及び喫茶(飲料の提供のみも可。以下同じ。)の運営を行うものとします。

(5) 校内実習

喫茶調理スペースで運営するベーカリー及び喫茶(以下「ベーカリー及び喫茶」という。)において、生徒の就労の促進を図るために、校内実習として週2回(火曜日及び水曜日)の職場実習を受け入れるものとします。

実習時間は、原則として、各日9時から12時30分まで、受入れ人数は、9名程度(生徒6名、教員3名程度)を予定しています。

(6) 障害者就労

ベーカリー及び喫茶の運営は、次のいずれかの方法で行うものとします。

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく就労継続支援事業所(B型)としての運営
- イ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく特例子会社(以下「特例子会社」という。)の事業所としての運営
- ウ 特例子会社に準じた運営※

※特例子会社認定の子会社の要件のうち、次の要件をおおむね満たしていること。

- ① 雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上であること。また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。
- ② 障害者の雇用管理を適正に行うに足る能力を有していること(具体的には、障害者のための施設の改善等)。

(7) 費用負担

ベーカリー及び喫茶の運営に関する必要経費は、原則として運営事業者が負担するものとします。

ア 光熱水費

※運営予定事業者選定後に、川崎市教育財産管理規則(昭和45年川崎市教育委員会規則第9号)第20条第2項第1号の規定により、公益上特に必要と認められ、本市の事業を支援するために使用するものであると判断される場合には、一部又は全部を免除とすることができます。

イ 廃棄物の処理・処分費、清掃業務費等

ウ 設備及び備品の修繕費

エ 生徒の実習の受入に係る経費

オ 備品費、消耗品費その他運営に必要な経費

ただし、設備・備品リスト（別紙参照）に記載する設備及び空調設備等については、無償で 사용할 수 있습니다。なお、設備及び空調設備等について、大規模な修繕又は更新が必要な場合は、双方協議の上、原則として市が対応するものとします。

（８）営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、最低限次のとおりとします。ただし、それ以外の日及び時間の営業についても、全日（１２月２９日から翌年１月３日までを除く日）の８時から１７時までの範囲で提案を可能とします。

ア 営業日 平日（土日祝日及び１２月２９日から翌年１月３日までを除く日をいう。）

イ 営業時間 １０時から１５時３０分まで。ただし、段階的な営業時間の拡大の提案も可とする。

（９）その他の条件等

ア 敷地内は、禁煙であること。

イ 酒類は、販売をしないこと。

ウ 店舗外に屋外メニュー等の設置を希望する場合は、市と協議を行うこと。

エ 食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）を遵守し、食中毒や安全衛生上の重大事故を起さないよう、衛生管理、健康管理等に十分に注意を払い、関係法令に関する問題については、運営事業者の負担と責任において対処すること。

オ 臭いを発する可能性がある機器の設置については、万全の対策を講じた上で設置前に市の承認を得ること。

カ 利用者からの要望、苦情に対しては誠意を持って対応すること。

キ 商品、仕入れ材料等の搬入搬出の時間帯及び田島支援学校の敷地内の経路については、市の了解を得ること。なお、スクールバス等の出入りがあるため、時間帯等については、調整する可能性があること。

ク 災害時は、市の災害対策活動に協力すること。

ケ 施設の維持管理に関する点検や修繕の際には協力（休業も含む。）をすること。

コ 善良な管理者の注意を持って喫茶調理スペースの維持管理に努めること。

サ 施設の美観、衛生環境を損なわないよう、目的外使用許可の範囲内の清掃等の維持管理を行うこと。

シ 現場責任者を選任し、現場責任者届を市に提出すること。現場責任者は、運営事業者を代表して現場従業員の指導監督及び市との連絡調整（緊急時の対応を含む。）を行うこと。

ス 営業時間外の施錠等の管理を行うこと。

セ 運営に伴い発生する廃棄物は、関係法令に基づき、運営事業者の責任及び負担で適正に処理すること。

ソ 運営事業者が使用する車両の一時的な駐車については、田島支援学校校長の許可を得ること。恒常的に車両を駐車する場合には事前に市と協議した上で、市の許可を得ること。なお、従業員の駐車場が必要な場合は、運営事業者が準備すること。

タ 災害対応訓練や研修会への参加を市が要請した場合は、可能な限り対応すること。

チ ベーカリー及び喫茶の運営に当たっては、関係法令を遵守し、法令等で定められた必要設備

等は、喫茶調理スペース内で確保すること。

ツ 営業開始までに必要な食品衛生関係法令や消防法等の関係法令に基づく手続きは、運営事業者の負担で適正に行うこと。

7 応募の手続き等

(1) 基本的な考え方

ア 本公募要項の内容に基づき、運営事業者を公募します。

イ 運営事業者の選定に当たっては、企画提案方式により、提案の内容等を総合的に審査し、最も優れた評価を得た応募者を運営予定事業者として選定します。次に優れた評価を得た応募者を次点者とし、運営予定事業者が協定の締結をしない場合等には、次点者と協定を締結します（評価内容により次点者を定めない場合があります。）。

(2) 応募の手続き

ア 公募要項の配布

令和6年12月6日（金）9時から令和7年1月6日（月）17時まで

川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課ホームページにおいて、ダウンロードできます。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000171674.html>

イ 応募申込の受付

令和6年12月6日（金）から令和7年1月6日（月）まで（土日祝日を除く。）

9時から17時まで（正午から13時までを除く。）

【受付場所】〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階 教育委員会事務局学校教育部支援教育課

電話 044-200-3287

FAX 044-200-2853

Eメール 88sien@city.kawasaki.jp

※応募者は、予め電話で日時を連絡の上、「8 応募に必要な書類」（1）に記載する書類一式を受付場所に直接持参してください。郵送・Eメールでの受付は行いません。

ウ 現地見学会

令和6年12月16日（月）9時から16時まで（場所 喫茶調理スペース）

※「現地見学会参加申込書（様式4）」に必要事項を記入の上、令和6年12月11日（水）までに次の提出先にEメールでお申込みください。送信後、電話にて届いていることを確認してください。

※各事業者の見学時間は、令和6年12月13日（金）までにEメールで連絡します。

※現地見学会への参加は、必須ではありません。また、参加の有無が評価に影響することはありません。

【提出先】

川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課

電話 044-200-3287

FAX 044-200-2853

Eメール 88sien@city.kawasaki.jp

エ 質疑書の受付

令和6年12月6日（金）9時から12月20日（金）17時まで

※本公募要項に関する質疑は、質疑書（様式5）により受付します。

※提出方法については、Eメールでお願いします。送信後、電話で質疑書送信の旨を連絡してください。

※質疑書に対する回答は、令和7年1月6日（月）までにEメールで全ての質疑書に対する回答を応募者全員に回答します（提出者が特定されると思われる情報は公開しません。）。

【提出先】上記「ウ 現地見学会」と同じです。

オ 参加資格結果の通知

参加意向申出書を提出した応募者には、本公募の提案資格の有無について、1月10日（金）までに参加意向申出時に登録している電子メールアドレスへ参加資格確認結果通知書を交付します。

カ 提案書類の受付

令和7年1月14日（火）から同月17日（金）まで

9時から17時まで（正午から13時までを除く。）

提案書類を提出できる者は、応募申込者で、提案資格有として参加資格確認通知書の交付を受けた者に限ります。なお、応募申込者から所定期間内に提出がない場合は、応募申込を辞退したものとみなします。

【受付場所】上記「イ 応募申込の受付」と同じです。

※応募者は、予め電話で日時を連絡の上、「8 応募に必要な書類」（2）に記載する書類一式を受付場所に直接持参してください。郵送・Eメールでの受付は行いません。

8 応募に必要な書類

（1） 応募申込（各1部提出）

	書類名称	内容
1	参加意向申出書	参加意向申出書（様式1）
2	川崎市暴力団排除条例に関する書類	川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（様式2）
3	事業者の概要等	ア 商業登記簿（履歴事項全部証明書） イ 印鑑証明書 ウ 定款、その他これに準ずるもの
4	財務諸表（有価証券報告書又は決算書）	・財務諸表（写し・直前決算3年間分） 損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書（利益処分計算書）について法人名を明記し提出
5	納税証明書（納税義務のない法人については、その旨の申立書（様式3））	ア 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」の未納税額のない証明書） イ 市税の納税証明書（川崎市内に本社又は事業所

		がある場合のみ) (ア) 法人市民税 申込み時点において終了している事業年度のうち直近２年度分の納税証明書（未納がないこと。） (イ) 固定資産税・都市計画税（償却資産を含む。） 令和４年度及び令和５年度の納税証明書（未納がないこと。）
--	--	---

（２）企画提案（正本１部、副本８部（コピー可）を提出）

	書類名称	内容
1	事業提案書	様式任意 ・書類サイズは原則としてＡ４サイズとします。やむを得ずＡ４サイズにできない場合は折り込み等によりなるべく統一すること。 ・片面、２０枚以内（表紙を除く。）とすること。 ・次の項目については必ず記載すること。 ア 運営計画 イ 収支計画 ウ 営業開始後の販売計画・人員配置計画 エ ２年次目以降の収支見通し オ 材料調達・搬入方法 カ 清掃及び廃棄物の搬出方法 キ 障害者就労事業の運営実績 ク ベーカリー・喫茶事業の運営実績 ケ 生徒の職場実習受入計画 コ 提供する付加価値・川崎市への貢献（地域貢献、障害者理解の促進、にぎわいの創出、生徒の就労意欲の向上等）

※ 証明書はいずれも原本とし、発行後３か月以内のものが必要となります。なお、提出された書類は返却しませんので、御了承ください。

9 運営予定事業者の選定方法

(1) 選定方法

提出書類及び事業者面談の内容等により、市が総合的に評価し、運営予定事業者及び次点者を選定します（評価内容により次点者を定めないことがあります。）。なお、企画提案書類の内容について、市から質問する場合があります。その場合は、速やかに書面で回答してください。

(2) 審査項目

収支計画・事業性、事業の継続性、障害者就労事業の運営実績、ベーカリー・喫茶事業の運営実績、提供する付加価値・川崎市への貢献について審査します。

(3) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査の上、失格とします。

- ア 本公募要項の定める応募資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類の内容が、本公募要項に示す要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合

(4) 審査結果

審査結果は、令和7年2月上旬に決定する予定です。審査結果は、応募者全員に文書にて通知しますが、審査結果や内容に関するお問い合わせには応じられません。なお、選定した運営予定事業者については公表する予定です。

(5) 選定後の取消し

次の場合には、運営予定事業者としての選定を取り消します。

- ア 運営予定事業者の選定から協定締結までの間に、運営予定事業者について資金事情の変化等により本事業の運営実施の履行が確実でないと市が判断した場合
- イ 著しく社会的信用を損なう等、運営予定事業者として相応しくないと市が判断した場合
- ウ 運営予定事業者が本公募要項の定める応募申込者の資格要件に適合しなくなった場合
- エ 運営予定事業者が協定を締結しない場合

10 選定後の手続き等

(1) 協定書の締結

運営予定事業者は、選定結果の通知を受けた後、事業開始までに、市と協定を締結します。協定書案は、別紙3のとおりです。協定締結に当たり、運営予定事業者の提案書類の内容を反映させること等を目的として、協定書の内容の補正等を行う場合があります。また、協定締結に関する必要な費用は、運営予定事業者の負担となります。なお、運営予定事業者が協定を締結しない場合、運営予定事業者としての選定は、無効となります。

(2) 目的外使用許可の申請

運営予定事業者は、選定結果の通知を受けた後、目的外使用許可による使用開始の1か月前までに、市に対して目的外使用許可の申請をしてください。

(3) 営業開始

目的外使用許可による使用開始後、令和7年6月1日までに営業を開始してください。また、左記の期限よりも早期に営業が開始できるように努めてください。

1 1 その他

- (1) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。
- (2) 本公募要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則、川崎市契約規則その他関係法令等の定めるところによります。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式6）を提出してください。
- (5) 提出された書類の返却はしません。
- (6) 提出された書類の内容は、今回の運営予定事業者の選定以外に利用しません。
- (7) 提出書類等の作成、提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- (8) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

1 2 添付資料一覧

別紙1 配置図

別紙2 平面図

別紙3 川崎市立田島支援学校喫茶室・調理室使用に関する協定書（案）

別紙4 設備・備品リスト

【様式】

- 1 参加意向申出書（様式1）
- 2 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（様式2）
- 3 納税義務がない旨の申立書（様式3）
- 4 現地見学会参加申込書（様式4）
- 5 質疑書（様式5）
- 6 辞退届（様式6）